

2024年1月15日

経済産業省
経済産業政策局 知的財産政策室 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会

秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）に関する意見

○該当箇所

(1) 91 頁「取引先の管理能力の事前確認」の部分

「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）などの基準・認証・資格など」の部分。

(2) 228 頁

「(参考資料4) 秘密情報管理に関する各種ガイドライン等」の部分

○意見内容

(1)に、ISMSに加え「プライバシーマーク」及び「APEC CBPR ないしグローバル CBPR（越境プライバシールール）」を加えること、(2)にも同じくプライバシーマーク（JIS Q 15001）、APEC 及びグローバル CBPR 認証の解説を加えることを要望します。

○理由

本ハンドブック案は、「情報漏えいのリスク」についての管理体制整備、「プライバシー・人権を保護するための個人情報保護法等の法的要求を満足できる組織体制の構築」（160 頁、163 頁）等について解説するものです。これらの体制構築・確認にあたり、既に普及しているプライバシーマーク制度や、経済産業省や個人情報保護委員会が推奨している CBPR システムの参照が有効であると考えられるため、当該システムに基づく認証に言及していただきたいと考えます。

以上